

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	ひとり親家庭等医療費給付事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝霞市は、ひとり親家庭等医療費給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県朝霞市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費給付事務
②事務の概要	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 また、番号法第19条に基づき、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行う。
③システムの名称	ひとり親家庭等医療費支給システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭等医療費受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども・健康部 こども未来課 こども給付係
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	朝霞市 市長公室 市政情報課 市政情報係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-1759
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	朝霞市 こども・健康部 こども未来課 こども給付係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-2834
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき、「特定個人情報を入手し、本人からマイナンバーを入手できない場合は住基ネットで4情報又は住所を含む3情報による照会を行っている。その際、アクセス制限も設けている。システムへの入力は、複数の職員で入力内容のチェックを行っている。(副本登録はシステムで自動的に行う) 特定個人情報の記載された書類は、施錠できるキャビネット等に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対応は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	朝霞市個人情報の取扱いに関する管理要領及び情報セキュリティ対策基準に則り、個人情報が記載された書類は机上に放置しない、パソコンの画面は他から見えないようにする、プリンタに印刷物を放置しない、廃棄の際は誤廃棄しないよう確認し、パスワードを他者にわかるように掲示していない。また、個人情報の記載された文書の保管は、施錠できるキャビネット等に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	公表日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	公表日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	こども未来課長 望月 貢市	こども未来課長	事後	評価書の項目変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に
平成30年4月1日	公表日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①部署	福祉部 こども未来課 こども給付係	こども・健康部 こども未来課 こども給付係	事後	機構変更による変更のため、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	朝霞市 福祉部 こども未来課 こども給付係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-2834	朝霞市 こども・健康部 こども未来課 こども給付係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-2834	事後	機構変更による変更のため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	公表日	平成28年8月2日	平成29年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	番号法第19条	番号法第19条第10項	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条	番号法第19条第10項	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年8月2日	公表日	平成27年3月26日	平成28年8月2日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	こども未来課長 猪股 敏裕	こども未来課長 望月 貢市	事後	人事異動による変更のため、重要な変更には該当しない。
令和5年4月1日	公表日	令和3年9月1日	令和5年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	こども未来課長 望月 貢市	こども未来課長	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年9月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年9月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	公表日	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	公表日	令和6年4月1日	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	IVリスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	—	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。